

# 福祉

## 障害者の福祉

② 障害福祉課 ☎870-9630 FAX873-3838

### ◆身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある人を対象に身体障害者手帳(1級～6級)の申請を受け付けています。

#### 該当する障害

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害のある人

### ◆療育手帳

知的障害がある人を対象に療育手帳(A・B1・B2)の申請を受け付けています。

### ◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活上の制約のある人を対象に精神障害者保健福祉手帳(1・2・3級)の申請を受け付けています。

### ◆特別障害者手当など

手当の種類	金額	対象者など
特別障害者手当	月額 29,590円 (令和7年度)	身体または精神に著しく重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人。施設入所者と長期入院者を除く。所得制限あり
障害児福祉手当	月額 16,100円 (令和7年度)	身体または精神に重度で永続する障害があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人。施設入所者を除く。所得制限あり
大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	月額 10,000円	身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aをあわせもつ重度障害者(児)と同居する介護者。施設入所者と長期入院者、特別障害者手当受給者を除く

### ◆自立支援医療

#### ▶ 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳の所持者対象  
更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、障害の進行を防ぐことを目的として医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割が自己負担です。また、所得に応じて自己負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

#### ▶ 育成医療

18歳未満の児童対象  
育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割が自己負担です。また、所得に応じて負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

### ◆自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療のための通院医療費を軽減します。自己負担額は原則1割となります。また、所得に応じて自己負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

### ◆補装具

身体上の障害を補うための用具が必要と認められる人を対象に次の用具が交付されます(介護保険法適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限あり)。また、所得に応じて自己負担額の上限が定められています。

- 肢体不自由者用:義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえなど
- 視覚障害者用:視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
- 聴覚障害者用:補聴器

### ◆日常生活用具

在宅の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者などに対して福祉用具の給付などを行います(介護保険適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限あり。用具の種目に応じて対象制限があります)。また、所得に応じて自己負担額の上限が定められています。



福祉

◆障害者総合支援法

個々の障害のある人の状況に応じて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。対象者、サービス内容、利用者負担額など、詳しくはご相談ください。

種類	内容
自立支援給付	居宅介護、同行援護、生活介護、就労支援、短期入所、グループホーム、施設入所などのサービスがあります。
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援（手話通訳・要約筆記者派遣）、日常生活用具給付などのサービスがあります。

◆その他

種類	内容
重度障害者(児)福祉タクシー	重度の障害者(児)の社会参加などを支援するためタクシー運賃の一部を助成します(所得制限あり)。
障害者(児)訪問理容サービス	障害を理由に理容店に出向くことが困難な65歳未満の在宅の重度障害者(児)に対して訪問理容サービスを実施します。
あんしん通報装置の貸与 福祉有償運送サービス	高齢者の福祉①をご参照の上、詳しくは障害福祉課へご相談ください。

高齢者の福祉①

🔍 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0472

◆あんしん・通報機器の貸与

一人暮らしで75歳以上の高齢者または、65歳以上の持病などのため生活に不安を抱える高齢者、18歳以上の一人暮らし重度身体障害者の自宅に、あんしん・通報機器を設置します。緊急の時にボタンを押すことにより、あんしんセンターに通報し、速やかに救急体制が取られ不測の事態に備えます。

◆ハローライト

市内在住、住民基本台帳に記録されており、在宅でひとり暮らしまたはこれと同等とみなすことができる75歳以上の人を対象に、ヤマト運輸株式会社が提供する「あんしんハローライトプラン」の月額利用料を助成する事業です。計測と発信機能を持ったLED電球「ハローライト」が点灯または消灯の動きを計測し、24時間動きがない場合に設定された家族等の通知先に自動で異常検知メールを送信します。

◆在宅給食サービス

65歳以上の人で、食事作りが困難であり、次のいずれかの要件を満たす人に対して自宅まで昼食を届け、必要に応じて配膳をします。(費用負担あり。食形態により所得制限あり)

- 日に2回以上の見守りが必要な人
  - 糖尿病や腎臓病のため医師の診断により食事制限が必要な人
  - 噛み砕きや飲み込みの障害があり再調理が必要な人
- 申請には他条件もありますので、詳しくはお問合せください。

◆訪問理容サービス

介護保険の要介護認定で、要介護3～5に認定された65歳以上の高齢者または、要介護認定を受けていない人で、身体障害者手帳1級・2級に該当および療育手帳Aに該当する65歳以上の高齢者で、自力また介助により理容店を利用することが困難な人に対し、市が依頼した理容店が訪問し理髪を行います。(理容費用は一部実費。)申請には他条件もありますので、詳しくはお問合せください。

◆地域SOSカード登録システム

一人暮らしの高齢者や75歳以上の人のみで構成される世帯の人などに緊急時の連絡先やかかりつけ医療機関などを記入した筒を配布し冷蔵庫に入れ救命活動に役立てます。また、登録情報は関係する支援機関によって日常の見守り活動や安否確認に活用されます。

◆福祉有償運送サービス

介護認定を受けている人(総合事業対象者を含む)や、身体障害者手帳の交付を受けている人、またはけがなどで一人では公共交通機関を利用できない人を対象に、通常のタクシー代の半額程度で福祉車両による運送サービスが受けられます。日常生活の移動にも利用できます。



◆在日外国人高齢者給付金

昭和57年以前の旧国民年金制度では、外国人加入が認められなかったため、老齢年金などを受けることができない在日外国人(大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和57年1月1日から引き続き外国人登録をしている人)に対して、月額10,000円を支給します(他の給付を受けていないなど条件あり)。

◆金婚祝品の贈呈

結婚50年を迎える夫婦を対象に、祝品を贈呈いたします。

◆日常生活用具給付(電磁調理器)

65歳以上の人のみの世帯で、加齢による心身機能の低下に伴う出火の予防への配慮が必要と認められる市市民税非課税世帯に電磁調理器を給付します(利用者負担あり)

◆重度障害者住宅改造助成事業

② 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

日常生活動作に不便・不自由を感じている重度障害者がいる世帯で、住宅改造によって自立性の向上や介護負担の軽減が図られるなど、その必要性が認められる場合に、おおむね50万円(上限80万円)の住宅改造費の助成を行っています。介護保険法(住宅改修)・障害者総合支援法(日常生活用具給付)などの利用が優先され、申請にはいくつかの条件があります。

詳しくは、お問い合わせください。

対象者

重度障害者(重度知的障害者、身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹機能障害3級を所有している人)。所得制限あり。

高齢者の福祉②

② 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

◆迷い人キャッチメールシステム

認知症などの迷い人となった人を早期に発見・保護するためのシステムです。迷い人となった人の情報を、登録いただいた個人の携帯電話アドレスにメールで配信して早期発見につなげます。認知症などで徘徊する恐れがあり、配信を依頼される場合は事前登録が必要です。情報受信を希望される場合は「koureitouroku@yb74.asp.cuenote.jp」に空メールを送り、返送メールに添付されたURLへアクセスして登録

を行ってください。大東市公式LINEの「迷い人メール」の受信登録でも配信可能。

◆みまもりあいステッカー事業

市内在住、住民基本台帳に記録されており、在宅で生活している40歳以上で認知症の診断がある人等を対象に、自身では目的地に行くことができず迷い人になってしまう可能性のある高齢の方等の衣類や持ち物等に貼付できる緊急連絡用ステッカー(みまもりあいステッカー)48枚を事業対象者は無料で利用できます。

◆GPS発信機能付きIoT機器購入費助成事業

市内在住、住民基本台帳に記録されており、在宅で生活している非課税世帯の65歳以上で認知症の診断がある人等を対象に、認知機能の低下により自身では目的地に行くことができない高齢者の迷い人対策として、スマートフォンと連携し、専用アプリで管理することができるGPS発信機能付き機器を購入する際の費用(上限5,000円)を助成する事業です。

◆ふれあいデイハウス

民間非営利団体などが集会所や民家など既存の施設で昼食や創作活動など心身の健康増進を図るサービスを提供します(費用負担あり)。また、大東元気でまっせ体操や健口体操などが行われ、介護予防、閉じこもり予防の場となっています。

名称	所在地	電話番号
ゆめさきあん 夢咲庵	南楠の里町14-28 イーストコートⅡ	☎879-0040
いきがい 粹我善	赤井三丁目5-11 ホーリーハート大東1階	☎874-1661

◆生活サポート事業

② 生活サポートセンター(NPO 法人住まいみまもりたい) ☎812-6571

養成講座を受講し認定を受けた生活サポーター(有償ボランティア)が、高齢者宅で日常生活に関する支援を行う活動です。

販売場所

大東市役所  
本庁1階  
受付

大東市マスコットキャラクター

「ダイトン」のグッズを販売しています!

**ダイトン ピンバッジ**

ピンバッジお買い上げの方にダイトンの名刺もプレゼントします!

サイズ:縦 23mm×横 20mm  
1個 300円



**ダイトン シャープペンシル**

ダイトンの可愛い顔のイラストが入ったシャープペンシルです!!

1本 150円



**ダイトン クリアファイル**

いろんなダイトンがプリントされたクリアファイル!!

※写真は表面と裏面を撮影したものであり、デザインは1種類です。

サイズ:A4  
1枚 50円



**ダイトン キーチェーン**

可愛いダイトンのキーチェーンです!!

300円



**ダイトン ボールペン(赤・黒)**

かわいいダイトンのボールペンです!ダイトンのミニキーチェーン付き!

各 300円



**ダイトン ハンドタオル**

かわいいダイトンのイラスト入り!!タテ 35cm、ヨコ 33cmのちょっと大きめサイズのハンドタオルです。

1枚 600円



**ダイトン コットンバッグ(白・紺・赤・黒)**

かわいいダイトンのハンドバッグです

各 500円



**ダイトン ゴルフマーカー**

かわいいダイトンのゴルフマーカーです

1,800円



**ダイトン 帆布バッグ(紺・白)**

観光スポットがプリントされたバッグです。

各 1,000円





## 民生委員児童委員・ コミュニティソーシャルワーカー

📞 福祉政策課 福祉政策グループ ☎870-0435

### ◆民生委員児童委員

あなたの地域での最も身近な相談者です。  
お住まいの地区担当民生委員が分からない場合は、福祉政策課へお問い合わせください。

### ◆コミュニティソーシャルワーカー

市内おおむね小学校区に「安心・いきいきネット相談支援センター」を設置してコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と呼ばれる相談員を置いています。

相談員は、生活に関わるサービスや支援内容についての質問や疑問、困り事を伺います。また、専門機関などと協力しながら福祉のサービスや支援がスムーズに行われるようネットワーク(つながり)をつくり、誰もが住みやすい「街」に向けた取り組みを進めています。

相談は無料ですので、福祉に関する「困り事」をお気軽にご相談ください。

### ▶安心・いきいきネット相談支援センター

小学校区	事業所名	連絡先
北条	特定非営利活動法人 ほうじょう	☎862-3212
四条	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	☎879-8810
四条北、深野	特定非営利活動法人 あとからゆっくり	☎813-7595
住道北、三箇	慶生会 住道	☎806-2880
泉、住道南 灰塚	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	☎874-1082
南郷、氷野	暮らしいきいき館	☎875-8046
諸福	ホーリーハート大東	☎874-1661

## 生活困窮者自立支援制度

📞 福祉政策課 暮らしサポート大東 ☎870-9664

### ◆自立相談支援事業

生活の困り事や不安を抱えている場合に、ご相談ください。相談支援員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、関係機関や地域のネットワークと連携し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### ◆住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、または失う恐れの高い人に、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

### ◆大東市総合就労支援事業

生活が困窮している人および生活保護を受給している人を対象に相談から就職に至るまでの一貫した就労支援を行う事業です。専門的就労支援員を配置し、個別面談、意欲喚起、ニーズに応じた職業紹介、個別の求人開拓・面接対策、就労後の定着支援など、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

### ◆大東市若者等自立サポート事業

概ね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校状態にあるご本人や家族を対象として、大東市若者等自立サポート事業を実施しています。臨床心理士などの専門支援員が面談・訪問・居場所支援・学習支援などを通じて、基本的なコミュニケーション能力などを身に付けることにより、日常生活の自立から社会参加に至るまでの支援を行います。

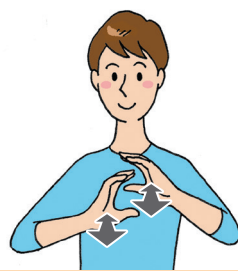
### ◆大東市中高年ひきこもり支援事業

ひきこもりの状態にある中高年ご本人や家族を対象とした支援事業です。面談・訪問・居場所支援・職場体験等を通じて、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

### ◆家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える人からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、相談者が自ら家計管理できるよう必要な情報提供や専門的な助言・指導などの支援を行います。

# 手話コラム



## コミュニケーション

両手の5指でアルファベット指文字の「C」の形にし、上下にかみ合わせるようにして前後に動かす。

## どうやってコミュニケーションをとる??

耳をふさぐ、耳元で手を振るというしぐさは、「聞こえない」ということを表す手話です。聞こえない人に話かけるときは、目を合わせてから話し始めてください。手話ができなくても筆談や身ぶり、口の形を読み取るなど方法はいろいろあります。伝えようとする気持ちが大切です。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。